

# LGBT等\*に関する 名古屋大学の基本理念と対応ガイドライン

令和3年3月

東海国立大学機構 名古屋大学

\*LGBT等とは、Lesbian・Gay・Bisexual・Transgender 及び他のセクシュアリティを含む総称とします。

# 目 次

I. 名古屋大学におけるLGBT等を尊重する基本理念	4
----------------------------	---

## II. 現状での具体的対応と方針

### <学生>

1 氏名・性別の情報とその管理について	
① 氏名の変更	5
② 性別の変更	5
③ 性別情報の取扱い	5
④ 大学の発行する証明書等の性別記載	5
⑤ 大学に提出する諸書類における性別情報の記入	6
2 授業について	
① 全学教育科目「健康・スポーツ科学実習」の履修, 更衣室, 用具の配慮	6
② 学外実習(教育実習等)の履修	6
③ 授業におけるグループ分け	7
④ 授業等における呼称	7
3 学生生活について	
① 定期健康診断	7
② 学生宿舍	7
③ 入学式・卒業式の服装と身なり	8
4 学生生活・就職活動に関する相談	
① 学生生活に関する相談	8
② インターンシップ・就職活動	8
5 留学について	8

### <教職員>

6 氏名・性別の情報とその管理について	
① 氏名の変更	9
② 性別の変更	9
③ 性別情報の取扱い	9
7 職員の福利厚生や人事制度について	9

### <共通>

8 環境整備	
① だれでもトイレ(多目的トイレ)	10
② 更衣室	10

9	カミングアウトについての周囲の対応	
①	カミングアウトとは	11
②	カミングアウトは必要?	11
③	カミングアウトされた場合の対応	11
④	困ったときの対応	11
10	アウティングの禁止	
①	アウティングとは	12
②	アウティングをされたら	12
11	アライ-LGBT等フレンドリーなキャンパスの構築を目指して-	12
12	相談窓口について	13

## I. 名古屋大学におけるLGBT等を尊重する基本理念

名古屋大学では、学術憲章において「自由闊達な学風」と「人間と社会と自然に関する研究と教育を通じて、人々の幸福に貢献することを、その使命とする」ことを掲げています。その理念に照らし、名古屋大学では、さまざまな個性を持つ学生及び教職員すべてが尊重されるキャンパスを確保する責任があると考えています。LGBT等（Lesbian・Gay・Bisexual・Transgender 及び他のセクシュアリティを含む）についても、同様に尊重され、その能力が存分に発揮できる教育・研究・就業環境の整備に取り組むとともに、理解を深めるための啓発活動を積極的に実施していきます。

LGBT等の多様性推進に関する基本理念の詳細は、「個人の尊厳を守り多様な個性を尊重する名古屋大学基本宣言」（2018年9月制定）を参照してください。

## II. 現状での具体的対応と方針

本ガイドラインは、令和3年1月時点で本学が実施している、LGBT等の当事者を取り巻く課題への具体的な対応の内容と方針です。言うまでもなく、LGBT等の当事者のニーズは多様です。前述した基本理念に沿って、さらに現状の対応を踏まえた上で、様々な場面で起こりうる課題への個別的対応を検討していきます。

## <学生>

### 1. 氏名・性別の情報とその管理について

#### <学生>

##### ① 氏名の変更

本学における学生の氏名は、学籍簿上の表記に基づき学内で取り扱われ、学籍簿上の表記は本名（戸籍上の氏名）を原則としています。自認する性に基づく通称名の使用を希望する場合は、所定の手続きを経た上で使用することができますので、相談窓口までご相談ください。

なお、本学が発行する証明書等（成績証明書や学位記等）については、通称名使用者には通称名で発行されます。ただし、自認する性に基づく通称名を使用することにより不利益が生じる場合（氏名変更後に撤回したくなった場合の取り扱いや、証明書発行時の氏名の不一致など）がありますので、その場合は本人の責任において対応してください。どのような不利益が生じる可能性があるのかは個々の状況によって大きく異なります。生じる可能性がある不利益や、手続きを進める上での心配事があれば、相談窓口までご相談ください。

氏名変更の具体的な手続きとしては、所属部局の教務学生係にて通称名使用の申請書を受け取り、相談窓口（13ページ）の予約をお取りください。氏名変更に関する規約や説明事項について相談員からご説明するとともに、氏名変更の意思を再確認し、書類を作成して、本人から所属部局の教務学生係にご提出いただきます。

##### ② 性別の変更

戸籍上の性別が変更された場合は、学籍簿上の性別情報の変更が可能です。

##### ③ 性別情報の取扱い

本学では、当事者の意図しない形で本人の性別情報が公表されないよう、慎重に取り扱います。特に名簿と学務情報システムでの性別情報の取り扱いについて、以下の点に対応しています。

###### ●名簿

学生に配布・掲示する名簿については、原則としていかなる文書についても性別欄を除外して配布・掲示します。教員の会議等でも、性別情報を含む個人情報については慎重に取り扱います（例：会議資料とする際には性別情報を伏せて取り扱う等）。

###### ●学務情報システム

学務情報システムで性別情報にアクセスできる権限を有するのは、教務担当・学生担当の教職員のみです。

##### ④ 大学が発行する証明書等の性別記載

本学が発行する証明書等（成績証明書や学位記等）のうち、主な証書等の性別記載の有無については下記のとおりです。

###### <性別記載のないもの（令和3年1月時点）>

学位記、学位証明書、学業成績証明書、修得科目確認表、卒業（修了）見込証明書、在学証明書等

###### <性別記載のあるもの（令和3年1月時点）>

健康診断証明書等（性別記載について相談できます）。詳細は相談窓口（13ページ参照）までご相談ください。

⑤ 大学に提出する諸書類における性別情報の記入

本学に提出する諸書類（入学料免除・徴収猶予申請書，授業料免除申請書や各種使用願等）のうち，主な書類への性別情報の記入の有無については以下のとおりです。

<性別記載のないもの（令和3年1月時点）>

入学料免除・徴収猶予申請書，授業料免除申請書等

<性別記載のあるもの（令和3年1月時点）>

国際嚶鳴館入居申請書，国際交流会館入居願

課外活動運動部部員名簿，

教育実習参加申込書，介護等体験実施申込書等

## 2. 授業について

① 全学教育科目「健康・スポーツ科学実習」の履修，更衣室，用具の配慮

本学の全学教育科目「健康・スポーツ科学実習」では，以下のような実習に関する配慮を実施しています。詳細は，第1回目の授業で受講上のガイダンスを行うので，その際に担当教員に相談するか，事前に相談したい場合は教養教育院事務室（052-789-4725）までご相談ください。

【対応例】

更衣室について相談があった場合には，更衣可能な別部屋の使用や，更衣する時間を他の学生と重複しないようにずらすなど対応しています。

●履修

全学教育科目「健康・スポーツ科学実習」において男女別の要素がある科目があります。具体的には以下のような科目が想定されます。これらの科目については，履修時の参考となるよう，ガイダンスにて配布される「健康・スポーツ科学」履修の案内に男女別の要素（ウェア，用具等）があることを明記しています。

○専用のウェアに着替えが必要な科目（例：スイミング）

○用具が男女別の科目（例：バスケット，ゴルフ，ラケット）

○宿泊を伴う科目（例：スキー）

○その他，授業内で男女別にグループを作る可能性がある科目

●更衣室

施設，設備の状況により必ずしも希望に沿えるとは限りませんが，更衣室の使用について，希望により個別対応を事前に相談することができます。今後，男女別更衣室以外でも更衣が可能となるよう，施設や設備の整備（学内のだれでもトイレにフィッティングボード（着替え台）を設置等）を進めていく予定です。

●用具の配慮

性別毎に使用を求められることのないよう，事前に相談することができます（実際に使用するかどうかはあくまでも各自にお任せします）。

② 学外実習の履修

実習受け入れ先の体制や状況により必ずしも希望に沿えるとは限りませんが，学外実習で想定されるトイレや更衣室，服装等に関して事前に相談することができます。実習を担当

する教員や、所属学部・研究科の事務にご相談ください。どこに相談してよいのか迷ったり、不安を覚えたりするときには、学生支援センターにご相談ください。

### ③ 授業におけるグループ分け

授業におけるグループ分けにおいて、本学では性別でのグループ分けが不必要に行われることがないよう周知を図ります。特に全学教育科目「健康・スポーツ科学実習」で男女別の要素がある科目については、上述したとおり、「健康・スポーツ科学」履修の案内に明記しています。

### ④ 授業等における呼称

本学では授業等における呼称（自認する性に基づき、例えば、Ms.ではなく Mr.とする等）は、事前の相談により要望に沿うことが可能な場合もあります。なお、通称名の使用が認められた学生は名簿類にも反映されます。氏名を呼ぶ必要がある場合は名簿の記載に基づき行われます。

## 3. 学生生活について

### ① 定期健康診断

本学で実施する定期健康診断について、希望により個別対応します。個別対応を希望する旨を保健管理室まで申し出てください（窓口、電話、またはメール）。

保健管理室（電話：052-789-3970, E-mail: hokekan@htc.nagoya-u.ac.jp）

### ② 学生宿舎

本学には学生宿舎が複数ありますが、男女の共有スペースや居室の男女フロア分け等の設備面や運用面は建物毎に異なります。「男女区別のないフロアに入居することは可能か」、「性別違和や身体の状態により部屋割りに配慮をしてもらえるか」、「同性パートナーと夫婦室に入居することは可能か」等の質問を含めて、入居申請時に所属先部局／研究科の留学生担当事務までご相談ください。

建物名	入居者	フロア等	トイレ	シャワー・浴室
国際嚶鳴館 A・B・C 棟	日本人学生 留学生	707によって 男女分け	各室 UB トイレ設置、 A 棟 1 階共用トイレ(男 女別)	各室 UB 設置
インターナショナル レジデンス東山	留学生	男女共通	各室 UB トイレ設置、宿 舎棟及び管理棟 1 階 共用トイレ(男女別)	各室 UB 設置
インターナショナルレジ デンス山手ノス	留学生	707によって 男女分け	各室 UB トイレ設置、 1 階共用トイレ(男女共 用)	各室 UB 設置
インターナショナルレジ デンス山手ノス	留学生	男女共通、1 70 72 エント(エント毎 に男女分け)	各シェアルーム内共用トイレ (エント毎)	各シェアルーム内共用 シャワールーム(エント毎)
インターナショナル レジデンス妙見	留学生	707によって 男女分け	各室 UB トイレ設置、1 階共用トイレ(女性用× 1, 男女共用×1)	各室 UB 設置

インターナショナル ビジネス大幸	日本人学生 留学生	707によって 男女分け	各室UBトイレ設置, 1階共用トイレ(男女共 用)	各室 UB 設置
---------------------	--------------	-----------------	---------------------------------	----------

### ③ 入学式・卒業式の服装と身なり

本学では、ダイバーシティ推進の観点から、入学式や卒業式において多様なアイデンティティに基づいた服装や身なりで参加することができます。式典であることを踏まえたうえで、皆さんにふさわしい服装や身なりでご参加ください。和装、民族衣装等、多様なアイデンティティに即した服装や身なりでの参加があります。

## 4. 学生生活・就職活動に関する相談

学内では、下記のような相談をすることができます。相談の際には相談員から状況をお尋ねしますが、意に反してカミングアウトをする必要はありません。

### ① 学生生活に関する相談

学生支援センターでは、学生相談部門及びメンタルヘルス部門において、ジェンダー・セクシュアリティ、性にまつわることを含む学生生活上の様々な悩みや問題について専門家が対応します。留学生の方は、国際教育交流センターアドバイジング部門でも対応します。

また、ハラスメント相談センターでは、ジェンダー・セクシュアリティ、性に関連して嫌がらせを受けたと感じた場合に、専門家が相談に応じます。ハラスメントと思われる事態があった場合には、詳しく状況についてお伺いし、環境改善に向けて一緒に対応策を考えさせていただきます。ハラスメント相談センターの詳細については、センターHP (<http://www.sh-help.provost.nagoya-u.ac.jp/>) をご覧ください。

### ② インターンシップ・就職活動

インターンシップへの参加や就職活動に関しては、応募に関することから、働き始めてからのキャリアに関する事まで、相談員とともに考えることができます。

## 5. 留学について

海外留学室では、留学先で必要とする生活環境や学習支援体制などの相談にも対応しています。留学プログラムの企画元や協定校によって受入れ状況が異なるため、事前に参加希望のプログラムや受け入れ先の状況を調べるのが重要です。留学を考えている学生でサポートを希望する場合は、参加したいプログラムを企画している教職員に相談してください。



## <教職員>

### 6. 氏名・性別の情報とその管理について

#### ① 氏名の変更

本学における教職員の氏名は、本名（戸籍上の氏名）を原則としています。ただし、法令等又は本学の取扱要項により制限されている場合を除き、通称（戸籍上の氏名若しくは旧姓ではないが自他ともに認め一般に通用し、その使用に当たって当該職員の同一性の確認等の面から支障がないと認められる氏若しくは名）を使用することができます。

希望する場合は、所定の手続きを経た上で使用することができますので、詳細は相談窓口（13ページ参照）にご相談ください。また、手続きに関しては所属の人事担当係等にお尋ねください。

#### ② 性別の変更

戸籍上の性別が変更された場合は、性別情報の変更が可能です。

#### ③ 性別情報の取り扱い

本学では、当事者の意図しない形で本人の性別情報が公表されないよう、慎重に取り扱います。

### 7. 職員の福利厚生や人事制度について

本学においては、パートナーがいる職員が、配偶者がいる職員と同様の福利厚生や人事制度（国及び文部科学省共済組合の制度を除く。）をうけることができます。

市区町村等における「パートナーシップ証明書」

又は、

諸外国でパートナーシップ契約（同性婚、ドメスティック・パートナー、シビルユニオンなど）を結んでいることが確認できる書類

又は、

任意後見契約などに関する公正証書（※1）の正本又は謄本、

パートナーと同居していることを確認できる住民票の写し、

結婚していないことを確認できる戸籍一部事項証明書

を提出し、各制度の適用条件に合致することで、次の制度が適用されます。

#### <特別休暇等>

結婚休暇

産前休暇・産後休暇・配偶者出産休暇、

育児休業・育児部分休業・育児短時間勤務、

子の看護休暇、介護休暇、介護休業・

介護部分休業、忌引休暇・追悼休暇

#### <諸手当>

扶養手当

単身赴任手当

※1 二人が、相互に相手方を任意後見受任者とする任意後見契約に係る公正証書を作成し、登記していることを確認します。任意後見契約とは、「任意後見契約に関する法律」

に基づき、本人の判断能力が不十分となったときの自分の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務について、あらかじめ、任意後見受任者（任意後見契約の効力が生じた後は「任意後見人」と呼ばれます。）に代理権を付与する委任契約です。これにより、将来、本人の判断能力が不十分となった場合に、任意後見人が契約に基づいて本人の生活を守ることを目的としています。

職員の旧姓使用及び通称使用の手続きについては、「職員の旧姓等の手続きについて（平成19年7月5日（人事・労務担当）通知）」を参照してください。

## <共通>

### 8. 環境整備

#### ① だれでもトイレ（多目的トイレ）

本学では、ユニバーサルデザインの観点から、「障害者への配慮」「子ども連れへの配慮」「LGBT等への配慮」「外国人への配慮」等を行った、だれでもが使いやすい『だれでもトイレ』の整備を計画的に進めています。

また、だれでもトイレのサインについても、誰でも使いやすく（入りやすく）、かつ、備わっている設備等が分かりやすいよう、デザインの見直しを図り、順次更新を行っています。

キャンパス内のだれでもトイレの場所や備わっている設備等は、『だれでもトイレ（多目的トイレ）マップ・設備一覧』（[http://web-honbu.jimu.nagoya-u.ac.jp/fmd/06other/shisetukanribu/various\\_map.html#Multi-Purpose\\_Restroom](http://web-honbu.jimu.nagoya-u.ac.jp/fmd/06other/shisetukanribu/various_map.html#Multi-Purpose_Restroom)）をご覧ください。

下記のQRコードからもダウンロードできます。



東山キャンパス  
（日本語）



東山キャンパス  
（英語）



鶴舞・大幸キャンパス  
（日本語）



鶴舞・大幸キャンパス  
（英語）

#### ② 更衣室

本学の更衣室は一部の施設を除き男女別に分かれています。施設、設備の状況により、必ずしも希望に沿えるとは限りませんが、更衣に当たり個別対応が必要な場合は相談窓口（13ページ参照）までご相談ください。

なお、本学では、だれでもトイレにおいても更衣が可能となるよう、フィッティングボード（着替え台）の設置を計画的に進めています。

## 9. カミングアウトについての周囲の対応

### ① カミングアウトとは

カミングアウト (coming out) とは、coming out of the closet の短縮形です。直訳すると「クローゼットの中から出てくること」になり、つまりは「これまで公にしていなかった自分の秘密を話すこと」を意味します。自分の秘密とは、出生や病状などさまざまなことがあります。LGBT 等のセクシュアル・マイノリティであることも含まれます。反対に、カミングアウトせずにいる状態を「クローゼット」と言います。

### ② カミングアウトは必要？

LGBT 等の人々への差別や偏見が未だ根強い中で、自らが LGBT 等であるとカミングアウトすることは重い決断であるだけでなく、大きなリスクも伴います。カミングアウトは気軽にできるものではなく、あくまでも当人の判断で、当人の望むタイミングで、望む範囲に行うべきものです。

### ③ カミングアウトされた場合の対応

あなたが誰かからカミングアウトを受けたら、どのように思いますか。相手に感謝の気持ちを持ったり、普通のことだと思ったり、時には、驚いたり戸惑ったりするかもしれません。予想していなかったことを打ち明けられると、内容にかかわらず驚くことは自然です。

カミングアウトをされたときには、まずは相手の気持ちを受けとめましょう。「カミングアウトは必要？」にも書いてある通り、カミングアウトは当事者がリスクを負いながらも、あなたに打ち明けたいという気持ちから、重い決断を経て行うことがあります。評価したり、意見を述べたりするよりも、その気持ち自体を「打ち明けてくれてありがとう」という言葉とともに受けとめます。あえて、その場でさらに何かを言う必要はないかもしれません。何か言うことが難しければ、今すぐに言葉が出てこないことを伝えてもよいでしょう。

カミングアウトを受けた後、驚きや戸惑いを誰かに相談したくなるかもしれません。相談相手を誰にするのかは慎重に検討しましょう。例えば、相談した相手が、偶然に、本人がカミングアウトしていない共通の知り合いだった場合、本人の意図しない相手に内容が伝わってしまいます。学内にも、守秘義務のある専門家がいますので、相談窓口をぜひご利用ください。

### ④ 困ったときの対応

LGBT 等当事者で、カミングアウトをしようと考えているが、どのように伝えるのがよいか迷っている、また、当事者からカミングアウトを受けて誰かに相談をしたいという場合には、守秘義務のある学内の専門家（臨床心理士、精神科医等）に相談することができます。P13の相談窓口にご連絡ください。

## 10. アウティングの禁止

### ① アウティングとは

自らが LGBT 等であることを公表することは「カミングアウト」ですが、同意なしに他人のセクシュアリティを勝手に言いふらすことを「アウティング」と呼びます。前述のように、自らのセクシュアリティを他人に話すことは、当人にとって大切な行為であり、大きなリスクも伴います。偏見や差別的な意識を持って、公表されていない他者のセクシュアリティを勝手に言いふらすことは、絶対に許されません。また自分に悪意はなく、良かれと思った対応が、結果的にアウティングにつながる場合があることを知っておきましょう。たとえば、友人が LGBT 等ではないかと思った場合、「私は LGBT 等への差別や偏見を持たないから、良かったら打ち明けて」と、カミングアウトを勧める行為もアウティングにつながる危険性を伴います。

### ② アウティングを受けたら（LGBT 等当事者の方へ）

誰かにアウティングをされたとき、LGBT 等当事者の心の中に起こる衝撃や絶望は計り知れません。そのようなときに、自分だけですぐにアウティングをした相手に抗議したり、どこまで知られてしまったのかを確認したりしたくなるものです。ただ、そうした場合に、話がこじれて、結果的に大きく広がってしまう場合もあるようです。アウティングを受けた場合、まずは信頼できる相手に現状を伝えましょう。相談は、学内の相談窓口でもお受けします。状況によっては、警察や司法の介入が必要となることもあります。

## 11. アライ-LGBT 等フレンドリーなキャンパスの構築を目指して

アライとは、英語の「同盟、支援」を意味する「ally」を語源とする言葉で、LGBT 等を理解し、LGBT 等当事者の方を支援する人たちのことを指します。LGBT 等理解への協力・協働、また、多くの価値観と向き合う姿勢があれば、誰でもアライになれます。何か特別な活動をするわけではなく、セクシュアリティに悩んでいる当事者や家族の方々等を受け止めて、話を聞くだけでもアライとしてのアクションになります。また、アライであることを示すために、6色のレインボーカラーが用いられます。アライを表明するレインボーグッズを身につけ、支援者であることを表明し、アライとして行動する意識を持つことが大切です。本学では、LGBT 等に関する理解を深める機会等を全構成員に向けて用意しています。研修会等の場を通じて、アライを増やし、誰もが自分らしくいられる環境づくりを目指します。

## 12. 相談窓口について

本学では、LGBT等に関する相談窓口を以下のとおり設置しています。ここでは、主に本人やその家族等を対象として、本ガイドラインに示した内容を中心に相談ができます。現状では、対応可能な内容は個別の状況や大学側の事情にもよるため、必ずしも希望に添えない場合もありますが、まずはお気軽にご相談ください（なお、ガイドライン内において各項目に関する相談先として案内した窓口へ直接相談していただいてもかまいません）。

下記相談窓口では、相談内容によっては、学内のほかの相談窓口を紹介し、連携して対応することもあります。その連携の範囲や内容については、事前に本人と確認した上で進めます。守秘義務のある担当者が対応しますので、安心してご相談ください。

### <学生>

#### 学生支援センター（日本語対応）

電話：052-789-5805（相談総合受付）

E-mail: soudan@gakuso.provost.nagoyau.ac.jp

HP: <http://gakuso.provost.nagoya-u.ac.jp/>

#### 国際教育交流センター（日本語・英語対応）

電話：052-788-6117

E-mail: isa@iee.nagoya-u.ac.jp

HP: <https://acs.iee.nagoya-u.ac.jp/>

### <教職員>

#### ワンストップ相談窓口

E-mail: onestop@adm.nagoya-u.ac.jp

